

支部規則

(平成29年9月18日制定、平成30年1月21日改定、令和2年2月2日改定、令和2年11月29日改定)

(目的)

第1条 本規則は、特定非営利活動法人日本緩和医療学会（以下「本法人」という）の定款3条に掲げる目的を達成することを目的とする。

(支部の設置)

第2条 本法人に、次の各項の支部をおく。

- (1) 北海道支部（北海道）
- (2) 東北支部（青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島）
- (3) 関東甲信越支部（東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨、長野、新潟）
- (4) 東海・北陸支部（富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、静岡）
- (5) 関西支部（京都、奈良、大阪、和歌山、滋賀、兵庫）
- (6) 中国・四国支部（鳥取、島根、山口、広島、岡山、香川、愛媛、徳島、高知）
- (7) 九州支部（福岡、熊本、長崎、大分、佐賀、宮崎、鹿児島、沖縄）

(事務)

第3条 支部の経理および事務は、本法人の事務局が行う。

(支部会員)

第4条 本法人の会員（以下「会員」という。）は、会員名簿における連絡先（送付先）の所在地を管轄する支部に属するものとする。

(役員)

- 第5条
- 1) 支部には支部長並びに支部運営委員をおくことができる。
 - 2) 必要に応じて副支部長をおくことができる。
 - 3) 支部長は支部代議員が当該支部会員の中から選出し、本法人の理事会が承認する。支部長は当該支部の業務・運営の責任者となる。
 - 4) 副支部長は支部代議員が当該支部会員の中から選出し、本法人の理事会が承認する。副支部長は支部長を補佐する。
 - 5) 支部運営委員は当該支部会員の中から支部長が推薦し、本法人の理事会が承認する。
 - 6) 支部運営委員は多職種で構成し、支部長、副支部長を含め原則15名以内とする。

る。

7) 支部長、副支部長並びに支部運営委員の任期は選出される年度の8月1日から2年間とし再任を妨げない。

8) 補欠または増員により選出された支部運営委員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。

(支部運営委員会)

第6条 支部には、支部の管理・運営および予算・事業計画を協議する支部運営委員会を置くことができる。

(管理・運営)

第7条 この規則に定める事項のほか、支部の管理・運営は、支部運営委員会を本法人のWPG (Working Practitioner Group) として本法人の理事会で定める方針に基づいて各支部が行う。

(報告)

第8条 支部長は次の項目を本法人の理事会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書および予算案
- (2) 事業報告書

(支部長等の利益相反事項の報告)

第9条 支部長、副支部長、支部運営委員会委員は、その選任にあたり事前に、別紙3記載の報告事項を、別に定める様式(様式3)により倫理・利益相反委員会に対して文書で報告しなければならない。既に理事等として報告した情報があるときは、これと重複しないものについて報告すれば足りる。

(規則の変更)

第10条 本規則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。